

農 林 物 資 規 格 調 査 会 総 会 議 事 録

日時：平成 13 年 1 月 12 日

場所：農林水産省第二特別会議室

出席者：[委員] 栗生委員、岩崎委員、大木委員、大武委員、小笠原委員、新蔵委員、鈴木委員、田中委員、谷委員、福岡委員、本間委員、山中委員、横山委員、吉田委員

[事務局] 西藤総合食料局長、内藤品質課長、大西食品表示対策室長、井坂上席規格専門官

開 会

○内藤品質課長 では定刻を過ぎましたので、これから J A S 調査会を始めたいと思います。本日は、農林物資規格調査会総会の開催のため、御参集いただきましてありがとうございます。年末にも開催したところでございますが、また、年始早々に集まっていたいたわけでございます。今回、皆さん、御承知のように、中央省庁の再編ということがございます。その中で、国の審議会も再編、整備されております。本調査会も、その設置根拠が今までの J A S 法から、新たに定められました農林物産規格調査会令ということになりました。その関係上、皆様にも改めて委員に御就任いただき、新しく J A S 調査会をつくるという段取りになったわけでございます。その関係上、改めて会長の選任をいたしませんと、J A S としての内部運営ができませんので、形式的ではございますけれども、申しわけございませんが、皆様に御参集いただいたということでございます。会長が選任されるまでの間は事務方で進行役を務めさせていただきます。本日は、まだ森委員、見えておりませんけれども、有馬委員、板倉委員、河村委員、坂井委員、山口委員の 5 委員の方が所用のため欠席という連絡を受けております。総勢 20 名の委員のうち、現在、14 名の委員が出席されており、過半数を超えておりますので、農林物資規格調査会令第 6 条の規定に基づきまして、会議は成立しております。本日の議題は、会長の選出、それから会の運営

規程の制定でございます。ここで今後のＪＡＳ調査会の予定を簡単に御説明いたしますと、当面、考えておりますのが、高オレイン酸の新たな遺伝子組換え大豆というものがござい
ますが、これが旧厚生省の食品衛生部会バイオテクノロジー特別部会におきまして、安全
性の技術的な審査を終えております。そのことを踏まえまして、農水省の遺伝子組換え食
品の品質表示基準につきましても改正の必要が出てまいりましたので、その御審議を今年
度予定しております。それから農産物の漬物、昨年、梅干し、らっきょう漬けをやってい
ただきました。その他の漬け物についても同じような品質表示基準の改正を考えておりま
す。それについての御審議。それからかつおの削り節についても、農産物漬物と同様の原
料の節の原産地表示を義務づけるということを検討しておりまして、それについての御審
議をお願いしたいと考えています。そのほかにもＪＡＳ規格の見直しに係ります案件の御
審議を本年度予定しております。これらの案件につきましては、それぞれの案件ごとに部
会を設置いたしまして、検討をお願いすることになりますけれども、そのためには、農林
水産大臣から調査会会長あての諮問、それから会長による部会の設置、それから会長によ
ります部会を構成する調査会委員及び専門委員の指名が必要になってまいります。そこで
まず会長の選出、それから運営規程の制定ということが必要になってまいりますので、皆
様方に新年早々ではございますけれども、御参集いただいたわけでございます。

会 長 選 出

○内藤品質課長 それでは、農林物資規格調査会令第４条の規程に基づきまして、本調査
会の会長を皆様の互選によりお決めいただくことになっております。どなたか御推薦をし
ていただければ幸いです。

○委員 農林物資の規格につきまして、幅広い御見識をお持ちの本間委員に会長をお願い
するという御提案を申し上げたいと思います。

○内藤品質課長 ただいま本間委員という御提案がございましたけれども、皆様、いかが
でございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○内藤品質課長 それでは異議なしということでございますので、本間委員が会長に選ばれました。では本間会長には会長席にお移りいただきたいと思います。それでは、今後の議事進行につきましては、本間会長、よろしくお願いいたします。

○本間会長 それでは、御指名にあずかりましたので、会長を務めさせていただきます。先ほど御説明がございましたように、改正ＪＡＳ法の実効を奏するためのいろいろな会が目白押しのように思いますが、この改正ＪＡＳ法が少しでもよい方向に、またいい効果をもたらすように委員の皆さん方の御協力をお願いしたいと思います。それでは、農林物資規格調査会をこれから開催することになります。

総 合 食 料 局 長 あ い さ つ

○本間会長 それでは、総合食料局長、前の食品流通局でございましょうか、新しいお名前の局の局長さんもお見えですので、ここでごあいさつをいただきたいと思います。お願いいたします。

○西藤総合食料局長 １月６日付けで農林水産省の組織も再編しまして、総合食料局が設置されまして、局長の西藤でございます。農林物資規格調査会総会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。委員の皆様、年初の本当にお忙しいときに、御多用中にもかかわらず御出席を賜りまして心から御礼を申し上げたいと思います。本日の趣旨、先ほど品質課長が申し上げたような経緯でございまして、審議会、調査会の設置根拠がそれぞれ変わってくるものですから、こういう形でお集まりいただくことに相なりました。私どもの組織も、実は中央省庁の再編で、農林水産省、名前は従前どおりでございますが、内部部局５局ございましたが、４局にある面では機能別に再編成するということで、一昨年制定されました食料農業農村基本法、それに基づく基本計画と、一昨年、昨年と策定してきているわけですが、基本法では、今後の農政の基本理念を４つ掲げておりまして、食

料の安定供給、農業の持続的な発展、農村の振興、農業・農村の多面的機能の発揮ということで、4つの基本理念、その基本理念に即して局を再編するという状況になっております。総合食料局は、基本理念の一番最初にありました食料の安定供給の確保ということで、従前の食品流通局に官房の一部と、それと国際部で構成されるという状況でございます。国際部の関係は、これは貿易の問題、あるいはその他二国間の問題、それと協力の問題を従前どおり扱っていきますが、食品流通局関連のところは、品質課を含めた消費者に近いところの行政を担当するところとして従前の消費生活課、品質課がそのまま継続する。一方、流通のところは、従前、商業課、市場課、企画課という形で流通関係、3課が参画する形になっておりましたが、これを流通課に統合して、市場問題をその中で包括的にやっていく、あるいは商業課の中の商品取引の問題は、これは独自の分野として独立の専門官の中でやる。企業対策、加工の分野ですが、これも食品産業企画課と食品産業振興課ということで、消費、流通、加工分野をそれぞれ機能別に2課に再編成して、その相互の連関をとりながら食料の安定供給を図っていこうという趣旨で組織の再編を行っております。そのほか、生産の持続的な展開ということで、生産局と、それを担う経営主体を育成するということで経営局、それと農村の振興ということで農村振興局ということで4局編成という形になっております。そういう点で、消費関係、あるいは表示関係、規格関係のところは、大きくいえば従前の枠組みを引き継いでいくという状況でございます。規格、表示の問題、年末にも申し上げましたけれども、一昨年の制度改正以来、大きく枠組みを変換してきておりまして、まさに最終的な実行のコーナー、この4月から今まで準備してきたものがほとんど全部実行過程に入っていくという状況でございます。そういう中で、さらに新しい規格の制定なり、品質基準の見直しなりということで、先ほど品質課長が申しましたように、当面すぐお願いせにゃいかん事項だけでも目白押しとまでは申しませんけれども、かなり多くの課題を抱えている状況でございます。委員の皆様方、大変お忙しい中、恐縮ですが、私ども食料問題を考えるときに、やっぱり消費の状況を起点にして、消費者のニーズを的確にとらえながら、どういう政策体系を組み立てていくか、その原点として

の規格であり、表示の問題というふうに思っておりますので、ひとつ活発な御論議をいただきまして、利用される規格であり、表示であり、国民の消費生活、あるいは広くいえば生産も含めていろいろ役立つ、そういうものにしていきたいと思っておりますので、委員の先生方、ひとつよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○本間会長 ありがとうございます。それでは、議事に従いまして進めさせていただきます。それでは、会長代理の指名というふうなのがございます。これにつきましては、農林物資規格調査会で第4条というふうなところに、会長の職務を代理する者をあらかじめ会長が指名するということになってございます。これにつきましては、今まで従来、お願いしておりました岩崎委員にお願いしたいと思います。よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

農 林 物 資 規 格 調 査 会 運 営 規 程 の 制 定 に つ い て

○本間会長 それでは、運営規程の改正というところに入るわけでございますが、この調査会の運営規程の制定についてお諮りするわけでございますが、これは調査会令第8条というところに決まりがあるようでございまして、必要な事項は会長が調査会に諮って定めるということになっております。これにつきましては、事務局で案が用意されてございますので、その説明をいただきたいと思います。お願いいたします。

○井坂上席規格専門官 それでは、お手元の資料の農林物資規格調査会運営規程の制定につきまして御説明させていただきます。制定の趣旨といたしましては、農林物資規格調査会の設置根拠が、平成13年1月6日から、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律から、農林水産省組織令となり、同調査会に関し必要な事項については農林物資規格調査会令で定めるところとなったことから、同令に基づき農林物資規格調査会運営規程を定めるということでございます。制定の内容といたしましては、総則、総会、部会、議事録等に関する規程を定めるということでございます。それでは、お手元の資料の中に、

ちょっと分厚い3段の表がございます。これがJAS法と法律の施行令と施行規則でございます。その2ページ目のところでございますが、第2章、一番上でございます。第2章を削除となっております、3条から6条まで削除、それと同じページの一番下の施行規則も1条から13条まで削除ということで、1月6日からJAS法と、JAS法の施行規則から調査会に関する規定が除かれております。それで次に資料といたしまして2枚紙で農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の抜粋というのが入れてございます。これが今、御説明しました削除されたものでございます。1枚目が法律の方でございます、第2章全文ということで、その下に第3条から第6条まで削除されました調査会に関する規定が載せてございます。次のページが、同じくJAS法の施行規則の1条から13条まで削除された規定を載せてございます。これによりまして、JAS法の方から、調査会の運営に関する規定が削除されたわけでございますが、1枚紙のこの表でございますが、これが農林水産省の組織令でございます。この組織令によりまして、3段に区切っている一番下の第81条のところでございます。ここで1項といたしまして法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、農林物資規格調査会を置くということで、組織令によりまして調査会の設置が認められております。それと同じく81条の第3項でございますが、農林物資規格調査会に関し必要な事項については、農林物資規格調査会令の定めるところによるということで、細かいことは調査会令で定めるということになっております。

それで次に2枚紙で調査会令というのが入れてございます。それでこの調査会令につきましては、内容的には、先ほど御説明しました法律と、法律の施行規則に書かれていた内容をそのまま調査会令の中で書いてございます。例えば1条におきましては、農林物資規格調査会の委員というのは20人以内ということで、これも従来と同様でございます。それと2項の専門事項を調査するために必要があるときは、専門委員を置くことができるという規定も同じでございます。それで唯一変わっておりますところは、次のページの5条の第6項でございます。5条の第6項で、調査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって調査会の議決とすることかできる。ここまでは今までと同じでございましたが、

変わっておりますのはただし書きでございまして、ただし書きとして農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第7条第5項及び第8条第2項並びに第9条の2の規定によりその権限に属せられた事項については、この限りではないということになっております。それで第7条第5項といたしますのが、JAS規格の制定に関する審議でございます。それと8条2項が都道府県とか、利害関係者からJAS規格制定のための申し出があった場合の調査会としての審議の規定でございます。それと9条の2といたしますのが、JAS規格の5年以内の定期見直しの規定でございます。これらに関しますところのものにつきましては、部会の議決が調査会の議決とはならないということでございます。この点が変わっております。以上がその法律の関係でございまして、また、運営規程に戻っていただきたいのでございますが、運営規程の2枚目でございまして、第1条といたしまして総則ということで、今、申し上げましたように、それらの関係を踏まえまして、農林物資規格調査会の運営は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、農林水産省組織令及び農林物資規格調査会令に規定するもののほか、この規程に定めるところによりしております。2項といたしまして、調査会の運営に関し、この規程に定めのない事項については、会長の定めるところによりしております。11月の調査会で御審議いただきましたところと変わっているところは、この第1条1項の根拠関係が変わっております。それで続きまして2条の総会でございます。これは従来と同じでございます。総会は、日本農林規格の制定、確認、改正又は廃止及び飲食料品の品質に関する表示についてその製造業者又は販売業者が守るべき基準の制定、改正又は廃止について調査審議するものとするということでございます。次は3条で部会の設置でございます。会長は、前条に掲げる事項のうち部会に付議することが適当と認めるものについて調査審議させるため、調査会に部会を置くことができるということでございます。これも従来と同様でございます。次に部会の招集でございます。第4条といたしまして、会長は、部会を招集する。2項といたしまして、部会の議長は、部会長とするということでございます。これも従来と同様でございます。次が部会の議決でございます。第5条といたしまして、部会の議決は、あらかじ

め会長が適当と認めたものについては、これをもって調査会の議決とする。２項といたしまして、前項の規定にかかわらず、農林物資規格調査会令第５条第６項ただし書きに規定する事項については、部会は議決することができないということでございます。ここの第５条が従来と変わっております。それで先ほど申し上げましたように、ＪＡＳ規格と品質表示基準につきましては、部会が議決をすることはできるのですが、調査会の議決にかえることはできませんので、その分につきましては総会で議決するということで、そこを明確にさせていただきます。それと次、会議でございます。第６条といたしまして、会議は、非公開とする。ただし、関係行政庁の職員その他の者で会長が必要と認めた者は会議に出席して意見を述べ、又はこれを傍聴することができる。部会において意見を述べ、又はその傍聴を希望する者は、あらかじめ農林水産省総合食料局品質課に届出をし、部会長の承認を得なければならない。３項といたしまして、前項の規定により部会に出席して意見を述べ、又はこれを傍聴する者は、部会長による議事の整理に従わなければならないとしております。それで従来と変わっておりますのは、第１項は全く同じでございます。第２項は、今までは専門委員会になっておりましたのを部会に変えております。それと次に議事録の保存でございます。第７条といたしまして、会議の議事録は、総会にあっては会長及び会長の指名する出席委員２人以上、第５条第１項によりあらかじめ会長が調査会の議決とすることにつき適当と認めた部会にあっては部会長及び部会長が指名する出席委員２人以上がこれに署名するとしております。それでここが従来と変わっておりまして、部会で議決をする場合、この場合につきましては、議事録を作成して公開するということで、議決をしない場合は議事録はつくらないということでございます。２項といたしまして、会議の議事録は、総会にあっては会長、部会にあっては部会長の承認を受けた上で、農林水産省の閲覧窓口において一般の縦覧に供する。３項といたしまして、会議の議事録は、農林水産省総合食料局品質課に保存するということで、この規定につきましては従来と同様でございます。附則といたしまして、この規程は、平成13年１月12日から施行するということでございます。以上でございます。

○本間会長 ありがとうございます。国の行政組織が変わったということによって、この調査会の根拠がいろいろ変わるというような説明なんでございますが、言いようによってはなかなか難しい内容のようにも見えますし、何か御質問ございましたらどうぞ。ここでは部会の、今、説明があったと思いますが、部会の役割というふうなのが少し大事なんではないかという気がいたしますが、もしやこの点につきまして十分な御理解がなされていない場合でしたらどうぞ御質問なさっていただきたいと思います。

○委員 では今、おっしゃったことを質問としてちょっとお願いします。

○本間会長 部会の。

○委員 はい。

○本間会長 では部会につきまして、もう一度恐縮ながら、幾つかの例を上げて結構だと思います。

○内藤品質課長 当面、予定しておりますのは、例えば高オレイン酸の新しく安全性が承認されました大豆について、品質表示基準を変えるというときに、それに関しまして、この調査会の中の何人かの委員さん、それから専門委員さんからなります部会を設けまして、そこで専門的なことについて議論をいただき、それをここの総会で報告をいただいて、さらに調査会としての議決を経るというやり方で進めたいと思っております。部会の議決を総会の議決にできませんので、二重の手続がいりますけれども、かといって調査会の方々全員がもう1回、専門委員と一緒にあって議論するというのもまた調査会の委員さん方、大変でございますので、代表する方を何人か会長から指名をいただいて、その方と専門委員の方がまず粗話といたしますか、専門的な議論も交えて議論していただく、その報告を受けて、この総会の場で議決をいただく、御審議をいただくという考えでおります。

○本間会長 ほかにいかがでしょうか。あと先ほどの説明では、部会は傍聴できるということでございますね、ただし、この調査会は傍聴はできなくて、そのかわり議事録をもって皆さん方に周知するということでございますね、その辺の公開、非公開というふうなのが違いがあるように思いますし、意見を申し述べることができるというのもたしか、これ

を見ますと部会のように思いますが、このような非常に簡単なものも入っているようですが、大事かと思えますけれども、いかがでしょうか。

○内藤品質課長 補足いたしますと、部会を開きます前に、1月ぐらい前に広報いたしまして、傍聴を希望される方、それから意見を申し述べたい方の要請を受けます。その中、キャパシティーといいますか、容量がございますので、容量の中であれば、その方々に傍聴いただき、意見を述べていただいて、専門委員の方と、この中からの何人かの委員の方でいろいろ御審議いただくというやり方になります。

○本間会長 よろしいでしょうか。それで恐らくこれからいろいろな案件が目白押しで控えているんだそうでありますけれども、ざっといえば20ぐらいあろうかなというふうなことも漏れ伺っておりますが、これがこの1年間の間に恐らく消化しなきゃならないかもしれないという作業ですね。そういうふうな1つ1つ部会というふうなのを定めて運営していくということになるのかと思えます。そういうわけで、部会という、やってみないとわからないということではないのでしょうかけれども、やはりその機能というふうなのをひとつ委員の皆様方によく認識していただきたいと思えます。私自身もまだよくわかってないというのが正直かもしれませんが、いかがでございましょうか。

○委員 今までは消費者専門委員会というのがありましたよね、そしてもう1つ、企業のですか、そういうのもありましたね、それがそういうものがなくなって、そしてそのために部会というのをつくるわけですか。そのたんに会長さんが、この部会にはこの人この人この人で部会でつくりましょうというふうになるわけですか。

○内藤品質課長 はい。

○委員 わかりました。じゃ専門的な今までの消費者専門委員ですよというのはなくなったということでよろしいのですね。

○内藤品質課長 いや、専門委員は、これから何人か、例えば消費者であれば消費者の専門委員の方、何人か選任いたします。任命をいたします。それからその専門分野ごとに、例えば品目とか、物別に、それぞれまた技術的な専門委員を任命いたします。そういう人

たちを加えた部会をつくるということでございます。

○委員　じゃ今までのが1つになるということですか。

○内藤品質課長　1つになって、さらにこちらの方の調査会の方からも、消費者だけでなく、こちらの専門の方も何人か入っていただいて、専門的な立場から御審議いただく、こういうことになります。

○委員　ありがとうございます。

○本間会長　よろしゅうございますか。今の課長さんの御説明、大変大事かと思いますが、今までの機能は残されているわけですね。それでいわゆる消費者の方々、それからメーカーの方々というふうなきちんとした構成をもって行うということですね。ですからその機能は確保されているというふうに理解できますが、いかがでしょうか。

○委員　それに引き続きなんでございますが、部会の権限といいますか、それが弱くなったという、今まではそれがそのまま終わりましたよね、最終決議みたいになって、それがまた総会に戻されるわけですから、そこでノーというもしなにか意見が出た場合は、どういうふうに処理されていくのでございますか。

○内藤品質課長　これはあくまでもやっぱり法律上、J A S 調査会の議決を経なければいけない事柄に関して部会がかわることができないという法制的な整理から、部会の議決をもって調査会の議決とすることができなくなりました。これは法律上、明確になっております。したがって、J A S 調査会、この総会場で否決されれば、もう1回審議をやり直すか、案をつくり直すかということが必要になってまいります。この総会場の最終的な決定というふうにお考えいただきたいと思います。

○委員　しつこいのですが、そうするともう一度部会に戻すということはある得ない。もうこの総会が最終。

○内藤品質課長　最終でございまして、ですから総会の意によって、もう1回部会で審議すべきだということになれば、もう1回部会で審議する、要するに総会はこの最高の意思決定機関であるということが明確になったということでございます。

○委員 わかりました。

○本間会長 ですから、この中の調査会委員のメンバーの方々も何人かが部会に入っていたかということになるのですね。

○内藤品質課長 なります。

○本間会長 ですからこの調査会でいわゆる非常に大局的な見地からもうまく運営ができるというふうな、日ごろの議論を踏まえて、部会でまた御意見を述べていただくというふうなことで、委員の責任も大変上がってくるというふうなのが多分これから起こり得ることだと思います。せっかくの機会ですから、簡単なことでも結構ですので、どうぞなさっていただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。それでは運営に関してまた疑義がございましたら、どうぞその都度、また率直に表明していただくということにいたしましょう。それでは、運営規程の制定案につきまして、事務局のと通りの案を制定することによってさせていただきます。ありがとうございます。

そ の 他

○本間会長 それでは後先になりますけれども、本日の会議の議事録の署名人を指名させていただきます。これは運営規程第7条によりまして、総会では、会長も署名人でございますが、会長が指名する2名の委員が議事録署名人ということが必要となっております。それで今回につきましては、小笠原委員と、それから新蔵委員のお2人に議事録の署名をいただきたいと思います。それから、先ほど事務局から御説明がございましたが、審議の案件ごとに必要な部会を設置して、これを構成する調査会の委員、それから専門委員の指名というふうなことは、調査会令及び運営規程に基づきまして、会長が設置して委員を指名することになっております。これにつきましては、後日、そういうふうな部会の設置の必要性が生じたときに、私から部会の委員を指名をさせていただくということになるのでございます。そういうわけで、この中の何人か、恐らく3、4人かどう

か知りませんが、何人かの委員を御指名させていただくというふうなことになるのかと思いますので、その都度、お願いするということになりますので、ひとつよろしく御覚悟のほどをお願いしたいと思います。大変責任が重いということだと思います。それで一応これは前回の12月にやっちゃうというわけにいきませんので、開かせていただきましたが、予定された議題というふうなのはこれで終わりというふうなことになるのでございますが、あるいは何か質問があればあれで、よろしゅうございましょうか。本当にこれだけの会なんでございます。この法律という根拠に基づいて開くということでございます。

○委員 ちょっと伺いたいのですが、最初にお話があったのですけれども、消費の状況を起点にするというお話がありましたよね、一番最初のときに、それはどういうふうに、消費の状況というのは、どういうものを、どういうふうに考えて起点にするのですか。

○西藤総合食料局長 この調査会と直結びつけて申し上げたつもりではないのですが、私ども新しい総合食料局の中で、消費関連の部局が2課、消費生活課と品質課でございますが、それと流通関連、それと加工関連という状況でございます。それで消費の状況についても、あるいは流通の状況についても、私ども現状の変化というのは大変大きな変化をしているのではないかというふうに思っています。そういう点で、具体的な手法まで私、現時点で頭しっかりしているわけではございませんけれども、消費、流通、加工、特に消費起点での変化が激しいことが流通にも及び、加工にも及ぶという状況があると思いますので、そういう状況変化を常に把握できるような仕組みを我々なりに考えながら、かつ我々行政部局として、それが特定のところの情報という形で、個人情報として整理されるのではなくて、やっぱりトータルとして、組織全体として活用できるような情報にしていく、そのことによって食料の安定供給という私どもに課せられた行政課題によりの的確に應えていけるのではないか、そういう取り組みをしたいという気持ちを申し上げたわけでして、具体的ななにか仕組みを前提に申し上げたところではございません。いろいろお知恵も借りながら、具体的な取り組みをしていきたいというふうに思っております。

○本間会長 よろしゅうございましょうか。

○本間会長 それじゃきょうはこれにて閉会させていただきます。ありがとうございました。

(参考資料)

農林物資規格調査会委員名簿

氏 名	役 職 名
有馬 孝禮	東京大学大学院教授
粟生 美世	(社) 栄養改善普及会リーダー
板倉 ゆか子	国民生活センター商品テスト部調査役
会長代理 岩崎充利	(財) 食品産業センター理事長
大木 美智子	消費科学連合会会長
大武 勇	全国水産物商業協同組合連合会理事
小笠原 荘一	日本チェーンストア協会常務理事
河村 郁生	全国農業協同組合連合会大消費地販売推進部部長
坂井 光男	(社) 日本食肉加工協会常務理事
新蔵 敏彦	全国漁業協同組合連合会販売事業部部長
鈴木 肇	(社) 全国中央市場青果卸売協会理事
田中 隆行	(社) 全国木材組合連合会副会長
谷 美代子	日本生活協同組合連合会理事
福岡 伊三夫	全国食肉事業協同組合連合会会長
会長 本間 清一	お茶の水女子大学教授
森 光國	(社) 日本缶詰協会専務理事
山口 博人	(社) 日本木造住宅産業協会副会長
山中 博子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
横山 順子	主婦連合会事務局
吉田 勲	日本合板工業組合連合会副会長